令和7年度

財務部の方針書

部　名	財務部
部長名	伊藤　英明

1. 部の使命（ありたい姿）

市の総合計画で描くまちの将来像実現のため、財源の確保と適正な配分により、健全で持続可能な地域社会の実現を目指します。

担当政策	政策7：横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます
担当施策	7-2：財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進

2. 部の抱える課題（現状）

・物価高騰、人件費や社会保障関連経費の増加に起因する義務的経費の増に対応した適正な財政運営
・公共施設マネジメントの着実な推進のため、適切な再配置に向け更なる精査とFM計画の改訂にむけ全職員のスキルアップが必要
・正確な課税業務と業務効率化の両立
・滞納額及び滞納者数の削減
・建設業界の担い手不足等による入札不調の増加と検査業務のマンパワー不足

3. 今年度の『スローガン』

◎努力は実る！一歩一歩前へ進もう！
◎自分の成長のため、目標を高く持って業務に臨もう！

4. 今年度の方針

・財源確保と適正な将来見通しによる健全財政の堅持
・各公共施設の劣化度調査の実施により修繕等の対策方針（案）を策定し、FM計画及び個別施設計画の改訂に向けた準備を着実に進める。
・公平公正な課税の推進
・適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
・違算等による入札取りやめの根絶と効率的な検査業務の実現

5. 今年度の重点取組項目

（1）	実現したい成果	持続可能な財政運営の推進
	取組内容	・ネーミングライツ導入など自主財源確保とビルドアンドスクラップの意識徹底を図る。 ・事業の選択と集中を図り、財政見通しに基づく予算総額の圧縮と市債・基金の適正管理、限られた経営資源の有効配分に努める。 ・国、県の動向や情報を的確にとらえ、有効な施策展開と財源確保に努める。
（2）	実現したい成果	財産経営推進計画（FM計画）の適切なローリングと公共施設個別施設計画の改訂準備
	取組内容	・各公共施設の現状を的確に把握し、FM計画のローリングを確実に実施する。 ・個別施設計画の改訂に向け、各施設の劣化度調査の結果を踏まえ修繕等の対策方針（案）を策定する。 ・公共施設マネジメントに関する職員向け研修会等により、職員の理解度向上と機運の醸成を図る。
（3）	実現したい成果	公平公正な課税の推進と適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
	取組内容	・個人及び法人の未申告調査を行い、未申告の個人・法人を可能な限り解消する。 ・相続人への適切な課税を行うため、相続人代表指定届の提出を促すとともに相続登記の誘導を行う。 ・滞納者に対しては徹底した財産調査を実施し、財産の差押え、執行停止など、メリハリある滞納処分を行う。

6．方針に対する年度上期（4月～9月）の取組状況

(1)持続可能な財政運営の推進
・9月補正予算にて、横手市民会館施設整備基金 として実質収支の10％相当額の220,677千円を積立。
・令和6年度の起債借入にあたっては、元金支払い据え置き期間を無しとすることで、償還利息の支払総額削減を図った。
・自主財源確保を図るため、ネーミングライツの公募を行った。（新横手体育館ほか6施設）

(2)財産経営推進計画（FM計画）の適切なローリングと公共施設個別施設計画の改訂準備
・令和6年度のローリング結果を踏まえて、再配置方針をホームページで公表した。
・個別施設計画の改定に向け、公共施設劣化度調査を実施した。（1次調査、8月31日まで。対象156施設）

(3)公平公正な課税の推進と適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
・未申告者への通知等行い、未申告者の解消に努めた。（9月末時点で未申告解消率　79.71％）
・固定資産税では、納税義務者が亡くなったときに相続人に対し「相続人代表者指定届」の提出を依頼し、相続登記の案内・誘導を行っている。
・滞納者に対する預貯金調査をはじめとする財産調査のほか納付に至らない者への差押え、資力のない者への執行停止を随時実施した。

7．年度下期（10月～3月）に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)持続可能な財政運営の推進
・今年度策定される第3次総合計画を着実に推進していくため、財源の裏付けをもった施策展開を図るべく新たな財政計画を策定する。
・令和8年度当初予算編成においては、予算編成方針の内容を全庁全職員に周知徹底し、最小の経費で最大の効果を発揮すべく編成に取り組む。
・さらなるネーミングライツ契約の獲得に取り組む。

(2)財産経営推進計画（FM計画）の適切なローリングと公共施設個別施設計画の改訂準備
・令和7年度ローリング案件の協議を進める。
・個別施設計画の改訂に向け、公共施設劣化度調査の2次調査を行い、劣化度を判定し、対策の時期および対策内容の方針を策定する。

(3)公平公正な課税の推進と適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
・法人市民税は、実態の明らかとなって未申告法人に対し、通知や訪問調査などによる申告勧奨を行う。
・固定資産税は、死亡者課税や所有者不明土地の解消のため、引き続き相続人に「相続人代表者指定届」の提出の徹底と、相続登記の案内・誘導を行う。
・滞納者に対する財産調査を継続し納付に至らない者への差押えを実施する。資力のない者への執行停止についても適宜適正に実施する。

8．総括（取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】）